

榛東村芸術文化活動発表会等参加奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 榛東村の芸術文化の振興及び人材育成を図るため、公募による作品の優劣を決める発表会、展覧会又は競技会（以下「発表会等」という。）において優秀な成績を収めた者に対し芸術文化活動発表会等参加奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 奨励金の交付の対象は、村内に住所を有する個人又は村内に活動の本拠を有する団体で、次に掲げる発表会等で優秀な成績を収めたと教育長が認めるものとする。

- (1) 全国的な規模及び水準をもって開催される発表会等であって、芸術文化の振興に資すると教育長が認めるもの
- (2) 関東地方にまたがる規模及び水準をもって開催される発表会等であって、芸術文化の振興に資すると教育長が認めるもの
- (3) 前2号に準ずるものとして教育長が特に認める発表会等

(奨励金の額)

第3条 奨励金の額は、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとするものは、芸術文化活動発表会等参加奨励金交付申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、1の発表会等ごとに1回を限度とする。

(交付決定)

第5条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、芸術文化活動発表会等参加奨励金交付決定・却下通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第6条 教育長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付の対象となった発表会等の開催が中止されたとき。
- (2) 申請者が発表会等の参加を辞退し、又は取り消されたとき。

(奨励金の返還)

第7条 教育長は、偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたものがあるときは、奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、この要綱の施行の日以後に成績の決定がある発表会等から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

芸術文化活動発表会等参加奨励金

発表会等	奨励金の額 (1人あたり)	限度額 (1団体あたり)
第2条第1号に掲げる発表会等	10,000円	50,000円
第2条第2号に掲げる発表会等	5,000円	30,000円
第2条第3号に掲げる発表会等	教育長が定める額	教育長が定める額

備考

- 1 奨励金の交付の算定の基礎とする人数は、発表会等の参加資格を有し、かつ、その発表会等に提出した出場者名簿等に記載されている者の数とする。ただし、出場者以外の指導者等については、1団体あたり1名を限度とする。
- 2 同一の発表会等において同一所属団体に属する者から複数の申請があった場合は、申請に係る金額の合計額とこの表に掲げる限度額のいずれか低い額とする。